

# 一般財団法人高橋誠悦育英会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人高橋誠悦育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県横手市に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地におくことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、育英及び奨学に関する事業を行い、青少年の心身の健全な発達と豊かな人間性を育むことに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 横手市内の出身者で、大学に在学する優秀な学生で、経済的理由により修学困難な者に対する学資の貸与と給付事業
  - (2) 教育のための個人及び団体への研究助成
  - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号の事業は、秋田県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理運用)

第6条 この法人の財産の管理・運用方法は、理事会の決議により別に定める資産管理の規定によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎年事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登録し、遅滞なくその旨を行政官庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2. 評議員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は定時評議員会として毎年度1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員のうち議長が指名する2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
- (2) 監事2名以内
2. 理事のうち1名を理事長とし、もって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
3. 理事長のほか、必要に応じて常務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐する。
3. 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、常務理事が議長の職務を代行する。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第35条 この法人に、名誉会長1名、顧問若干名を置くことができる。

- (1) 名誉会長は、この法人に特に功労のあった者のうちから理事会及び評議員会の議決を得て推戴する。
  - (2) 顧問は、学識経験者又はこの法人に特に功労のあった者のうちから理事会及び評議員会の議決を得て理事長がこれを委嘱する。
2. 名誉会長及び顧問は、理事長及び理事会の諮問に応える。
  3. 名誉会長及び顧問の解任は理事会及び評議員会において決議する。
  4. 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第40条 この法人は、事務を処理するため事務局を設置する。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告、または主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 補 則

(委 任)

第42条 この定款に定めるもののほか、奨学金給付規程及び会計処理規程等、運営に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は 池田 勇助 とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

瀬 田 川 實  
佐 々 木 仁  
七 尾 喜美子  
戸 田 頼 章  
赤 穂 徹